

#### 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部経理課 下水道部下水道総務課						
報告書ページ	52	区別 の番号	指摘事項		2				
			意見						
	<u>情報システムの活用について検討すべきこと。</u>								
大口滞納債権額の推移（10万円以上）			(単位：千円)						
	水道料金			下水道使用料			農業集落排水施設使用料		
	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度
金額	46,569	55,230	55,271	※	※	※	3,825	2,017	2,208
調定件数	1,796	1,938	2,115	※	※	※	434	258	269
契約者数	155	162	176	※	※	※	20	11	12
<補足説明>									
集計基準：10万円以上									
※：集計不能									
指摘事項等 の内容	水道事業・下水道事業は、契約者数が万・十万の単位で存在する事業である。滞納額がどれほどの件数・金額で発生しているのか、増加傾向にあるのか、減少しているのか等、正しい現状把握をするためには、正確なデータ集計の仕組みが不可欠である。								
	大口滞納債権額の推移（10万円以上）の補足説明に記載した通り、下水道事業分については、対象となる債権額・調定件数・契約者数の集計ができなかった。水道事業分については、情報システムの支援機能に、集計表を作成する仕組みが整備されているが、下水道分については集計機能が未整備である。								
	下水道事業分についても、調定件数でいうと千件単位のデータ量となっていることが想定され、人手による集計作業は実質不可能である。情報システムによるデータ集計を支援する仕組みを整備する必要がある。								
講じた措置 の内容等	適切な債権管理に必要なデータや帳票が抽出・出力できるシステムを構築するため、現在、次期契約業者（令和8～12年度）と調整を行っている。								

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		財務部 税務事務所 収税課
報告書ページ	57	区分別 の番号	指摘事項 意見	3
指摘事項等 の内容	債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと  ※詳細は別紙のとおり			
講じた措置 の内容等	民法や不動産登記法等関係法令の改正など、本市の債権管理をめぐる 状況変化等を踏まえ、適正な債権管理事務に向けた具体的な事務処理の 基準として、債権管理マニュアルの改定作業を進めている。			

(別紙)

【指摘事項 No. 3】

債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと

現在、債権管理業務の業務指針として利用している「水戸市債権管理マニュアル 事務取扱詳解（以下「債権管理マニュアル」）は、平成 29 年 3 月に改訂されたものである。

一方、債権管理業務に影響を与える民法は、短期消滅時効の廃止や時効の概念整理（中止、停止から、完成猶予、更新へ）などを内容とした改正が令和 2 年を施行として行われている。

「債権管理マニュアル」は、債権管理業務の実務指針として中心的な役割を果たすべきものである。

実務上の混乱や属人的な対応を回避し、市としての公平かつ一貫した業務執行を確保するため、速やかに改定作業に着手されたい。特に、以下の点は、速やかに周知徹底すべきである。

- ・民法改正事項の反映（特に、時効管理への対応）
- ・債権の発生時期による改正前民法と改正後民法の適用の考え方
- ・同じ債権でも異なる時効期間となることへの実務対応上の留意点

また、改定に当たっては、実務担当者の現場対応力を向上させる観点からも、実務に役立つ具体的な留意点の記載を積極的に行うこと必要と考える。

<具体例>

「定期的に発生する債権の滞納における、分納誓約書における留意事項」

分納誓約書の提出は、累積した滞納債権全体の債務承認となるので、累積した滞納債権全額について消滅時効が更新される。

ただし、分納誓約書を取得した場合でも、納期別の納付書を利用して納付された場合は、分納誓約書に基づかない納付であると取り扱われ、全債務の存在を認めた納付として認められない場合があるので、注意が必要。

出典：「自治体債権回収のための裁判手続きマニュアル」より要約・抜粋

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課	
報告書ページ	62	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	3	
<u>滞納債権への対応業務において、協業体制を強化すべきこと。</u>					
<p>滞納債権への対応業務は、委託先の業務だけで完結できるものではない。局と委託先での役割分担・協業体制に課題がないかという視点でも見直しを行う必要がある。</p> <p>以下の観点で、滞納債権への取り組みについても見直しを図られたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>①委託先との役割分担          ②平成21年度における改善目標の進捗状況再点検          ③管理過程記録の徹底</p> </div>					
指摘事項等 の内容	<p>①委託先との役割分担</p> <p>滞納債権への対応業務を業務委託の対象としたことをもって、法的処理の判断を含めすべての業務が、委託先の責任で行われるものではない、ということを再確認すべきである。</p> <p>判断業務については、委託元の所管課が積極的にかかわり、主体的な立場で、今後の回収をどうするのか判断していくべきである。</p> <p>委託先は、法的処理を含めた事例の紹介や円滑な回収ノウハウの提供、また、専門的な知見の積極的な提供が期待される。</p> <p>適切な役割分担のもとで協力体制を構築し、滞納債権へ対処することが必要である。</p> <p>②平成21年度における改善目標の進捗状況再点検</p> <p>平成21年度における業務改善の目標には、滞留債権への取り組み強化が含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者それぞれの滞納原因について、十分な調査を行うこと。</li> <li>・調査の結果把握した、滞納者の支払能力に応じて適切な納入指導を</li> </ul>				

	<p>を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特に悪質な滞納者、様々な事情で給水停止が困難な場合には、法的処理により厳重に履行の請求を行うことを検討すること。</li></ul> <p>コロナ禍の影響もあり、滞納者の滞納原因の把握や支払い能力に応じた適切な納入指導を行うことの重要性はより高まっている状況にある。一方で、支払い能力が十分あるにもかかわらず支払いに応じないような悪質なケースについては、法的処理を含めた厳正な対処を検討すべきである。</p> <p>平成 21 年に掲げた改善事項に対する現状の進捗状況を再点検し、目標達成に十分なレベルまで到達できたのか、また、到達するために解消しなければならない課題は何か明らかにしたうえで、改善努力を継続することが必要である。</p> <p>③管理過程の記録の再徹底</p> <p>滞納が発生した際に、いつ最初の督促を行ったのか、また誓約書や分納等によって債務承認の効果が得られたのはいつなのか、これらの記録が不明瞭であれば、滞納債権の時効がいつになるのか把握することはできなくなってしまう。</p> <p>現在、委託先が利用する情報システムの中で、交渉過程を記録しているが、この記録が、時効管理のために必要となる「債権管理マニュアル」が要求する「債権台帳」としての機能を十分に果たすものなのかの確認を行った上、法的処理を検討する際にも、滞納債権の時効がいつなのかを正確に把握しておくことが必要である。</p>
--	---

<p><b>講じた措置の内容等</b></p>	<p>①委託先との役割分担について  滞納債権への対応業務においては、徴収業務受託者のノウハウを活用し、原則委託先にて滞納債権の円滑な回収に努める一方、委託先において回収見込みがないと判断した債権について、令和6年度より、弁護士法人を活用した回収業務を行っているほか、法的措置実施に向けた調整を進めている。</p> <p>②平成21年度における改善目標の進捗状況再点検について  ○滞納者それぞれの滞納原因について、十分な調査を行うこと。  滞納者の人数やその滞納額は多岐に及ぶことから、特に滞納額が大きい滞納者や未納常習者について、より重点的に滞納原因の調査を行っている。  ○調査の結果把握した、滞納者の支払能力に応じて適切な納入指導を行うこと。  分割納入の提案や支援窓口への取り次ぎ等、滞納者の支払能力に応じた納入指導が実施できている。  ○特に悪質な滞納者、様々な事情で給水停止が困難な場合には、法的処理により厳重に履行の請求を行うことを検討すること。  給水停止が困難な場合、滞納に至った要因を十分確認した上で、滞納額が減少していく納入計画を策定し、それでもなお納入がない場合には法的措置により厳重に対応することとした。令和5年度に、特に滞納額が大きい滞納者についてその要因の分析を行い、法的措置に要する費用について令和6年度予算に計上したが、滞納者との交渉の進展により、実施しなかった。今後も必要に応じて法的措置の実施を検討していく。</p> <p>③管理過程の記録の再徹底  相手方との交渉過程については、システムに詳細を記録しているものの、債務の承認日や、消滅時効の成立日を把握するための管理台帳としては、やや不十分なものとなっている。  このため、滞納債権の正確な把握に必要な情報を精査し、課題内容を反映したシステム構築に向け、現在次期契約業者（令和8～12年度）と調整を行っている。</p>
-------------------------	--

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課																				
報告書ページ	67	区分別 の番号	指摘事項 意見	9																				
指摘事項等 の内容	<u>減損会計を適用すべきこと</u>  別紙の通り																							
講じた措置 の内容等	遊休資産について適切に減損会計を適用し、処理していくため、令和6年度において、水道事業認可変更により廃止施設となった資産のうち、一部資産を対象にグルーピング等の整理を行った上で、下表のとおり減損処理を実施した。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産名称</th> <th>科目</th> <th>減損額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内原第1取水場</td> <td>建物</td> <td>2,928</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>718,130</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>1,787,456</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内原第6取水場</td> <td>建物</td> <td>228,250</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1,659,230</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2,125,130</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>6,521,124</td> </tr> </tbody> </table>				資産名称	科目	減損額(円)	内原第1取水場	建物	2,928	構築物	718,130	機械及び装置	1,787,456	内原第6取水場	建物	228,250	構築物	1,659,230	機械及び装置	2,125,130	計		6,521,124
資産名称	科目	減損額(円)																						
内原第1取水場	建物	2,928																						
	構築物	718,130																						
	機械及び装置	1,787,456																						
内原第6取水場	建物	228,250																						
	構築物	1,659,230																						
	機械及び装置	2,125,130																						
計		6,521,124																						
	※各資産の帳簿価額が1円になるよう減損を実施 ※内原第1取水場の土地は、水戸市（財産活用課）所有。内原第6取水場の土地は回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を実施しない。 ※別添記載の廃止施設のうち、「内原5号取水井」は、「内原第1取水場」のこと  残りの廃止施設の減損処理は、令和7年度に実施する予定である。																							

## 別紙

平成26 年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、地方公営企業においても減損会計を適用することとなった。減損とは収益性の低下や当初の資産取得目的の使用が困難となった場合は、資産価額を回収可能価額まで減額させる会計処理であり、収益性の低下は稼働率の低下や連続的な赤字の計上、資産の遊休化などをもとに判断する。

水道事業においては、平成26年基準の見直し時に一部資産について有姿除却を行っているものの、その後においては遊休資産があるが減損損失を計上していない。その理由として会計基準見直し時のQ&A資料の次の記載事項を根拠としている。

### 会計基準の見直しに関する Q&A（総務省 平成 28 年 3 月 28 日）6-2

#### 【質問】

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、キャッシュ・フローを生み出さないため、原則として、当該遊休資産を独立した固定資産グループとして扱うことになると思われるが、重要性の基準を適用し、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくてもよいか。

#### 【総務省回答】

お見込みのとおり。

たしかに、実務上の煩雑さを考慮し、遊休資産について重要性の基準を適用して重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わず、他の資産グループのキャッシュ・フローの状況により減損損失を計上しない処理をすることができる。

しかし、これは実務上の煩雑さを考慮した例外的な処理である。令和3年度において、常澄浄水場、内原浄水場、米沢ポンプ場、飯富ポンプ場、常澄5号取水井、内原2号取水井、内原5号取水井、内原6号取水井の廃止を行っているが、水道部としては重要性がないとしている。重要性の基準による減損会計の例外的な取り扱いは、その遊休資産単独の金額的な評価だけでなく、例外的な処理を行って累積的にも重要性がない場合は問題がない。

令和3年度末の遊休資産にかかる帳簿価額等の状況は次のとおりである。

## 水道事業

### 廃止浄水場等に係る機械及び装置の状況

単位:円

機械及び装置	帳簿価額(A)	長期前受金(B)	(A) - (B)
旧芦山浄水場	693,814	27,300	666,514
旧国田水源地	36,072		36,072
旧枝内浄水場※	128,183,162	152,622	128,030,540
旧常澄5号取水場	118,250	30,400	87,850
旧内原浄水場	29,374,436	2,328,291	27,046,145
旧内原第2取水場	1,948,353	10,950	1,937,403
旧内原第6取水場	269,727	4,552	265,175
旧飯富水源地	143,191	64,340	78,851
旧米沢ポンプ場	842,169		842,169
合計	161,609,174	2,618,455	158,990,719

※旧枝内浄水場については一部取水・導水施設として稼働中

機械及び装置に関しては施設の稼働が止まることにより今後の収益獲得への貢献ができなくなることが想定され、回収可能価額としては0円となることが予想される。旧枝内浄水場について一部稼働中の設備が含まれるため厳密な計算ではないが、旧枝内浄水場をすべて除いたとしても遊休の資産（機械及び装置のみ）の帳簿価額から長期前受金の額を差し引いた金額は3,000万円を超える。

また、機械及び装置以外にも土地や建物、構築物などを保有しており、それらについて売却で得られる正味売却価額か使用による収益獲得額による回収可能価額まで減損処理をする必要がある。機械及び装置に限っても少なくとも3,000万円を超える減損損失の計上が見込まれるため、遊休資産について重要性が乏しいことを理由に減損会計の例外的な取り扱いを行うのは合理的ではない。

そのため、遊休資産については適切に減損会計を適用し、収益性の低下を財務諸表へ正しく反映する必要がある。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	水道部水道総務課	
報告書ページ	104	区分別 の番号	指摘事項 意見	8
<u>金利動向に留意していくべきこと</u>				
<p>支払利息が変動金利で、利率 0.01%で算定されている。</p> <p>平成 29 年度以降、市全体として地方公共団体金融機構(以下、「機構」という。)からの借入れについては積極的に変動金利を選択して調達されている。</p> <p>機構との金利の取り決めでは、5年ごとに金利の見直しがあり、その際の金利は機構が定める金利という条件になっている。</p> <p>企業債は、建設債であり、建設された設備の原資を料金によって償還されていくものであり、建設後の金利情勢の変動が料金に影響を与えることになる。</p> <p>固定金利では、返済の元金及び利息が確定するため、キャッシュ・フローのヘッジが行われることになるが、長期に約定することに成るため、変動金利よりも利率が高くはなる。</p> <p>しかし、変動金利を選択するメリットは、変動による金利が契約時の固定金利を下回っている部分であるのに対し、デメリットは変動金利の上昇いかんで負担する金利の上限が定まらないということになり、借入期間が長期に及べばその影響も大きくなる。</p> <p>一般的に、金利上昇時には景気も良化している傾向にあると考えられ</p>				

	<p>るが、水道利用者は市民であり、全ての市民が、景気良化の恩恵を受けることができるものではないことも思慮される。</p> <p>このようなことから金利上昇が、市民生活や経営に与える影響額が大きくなるというリスクを充分に配慮していくことが必要である。</p> <p>借換えや金利スワップ取引の可能性等のリスクヘッジ手段について、検討をしていく必要がある。</p>
講じた措置の内容等	<p>固定金利と比較し、変動金利の方が利子負担が有利であると判断し、平成29年度から全庁的に変動金利を採用してきた。昨今の金利上昇局面において、固定金利と変動金利の差が小さくなっている傾向が見られるため、今後の状況を見極めつつ、市民負担が過大とならないよう、適切に企業債を借り入れていく。</p> <p>借換えについては、国の制度により平成19～21年度まで及び平成25年度に高金利の企業債に係る補償金免除繰り上げ償還措置が行われ、水道事業として繰り上げ償還できたが、現在は行われていないため、日本水道協会等を通して、機会を捉え、国に要望を続けている。</p> <p>また、金利スワップ取引については、固定金利と将来の利率見直しによる将来支払利息増分を精査し、どちらも将来の支払利息の負担が増加しないことを第一とし、金利の動向を見極めながら、リスク分析や制度研究を進める。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課
報告書ページ	109	区分別 の番号	指摘事項 意見	11
<u>情報セキュリティへの対策強化を行っていくべきこと（全体）</u>				
<p>水道事業については、重要インフラとして、そのサービスの安定提供をそこなうリスクに対し、的確に対応することが求められている。具体的には、厚生労働省から公表されている「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」を参考として対策を検討することが必要である。</p> <p>現時点では、同ガイドラインに基づいた体系立てた対応の検討には、着手できていない。</p> <p>同ガイドラインを参考に、重要なリスクに対して対策漏れが生じないよう、体系立てた対策を検討する必要がある。</p> <p>ガイドラインの以下の記述を参考に、すでに運用されているセキュリティポリシーについて、重要インフラとして事業継続確保のための対策を強化する、という視点で対策を検討されたい。</p> <p><b>1.4. ガイドライン活用の判断基準</b></p> <p>ガイドラインで以降に示される個々の対策の実施内容については、その必要性をそれぞれの情報システム及び情報について検討し、必要と判断される場合に実施する。</p> <p>実施すべき対策については、各水道事業等の規模（給水量、人員、財政状況）や地域水道ビジョン等における水道として目指す目標レベルに応じて、各水道事業者等が実現レベル、実現方法を決定するものとし、ガイドラインに示すとおりに実施することを強制するものではない。特に小規模の水道事業者等においては、その帰属する地方公共団体が運用する情報セキュリティの対策により包括的に対応すること等も含めてセキュリティ確保に努めることにより、水道事業者等による独自でのセキュリティ対策組織等は簡素化できる可能性がある。</p> <p>なお、ガイドラインに記載した事項は各自治体が定めるセキュリティポリシーと対立するものではなく、重要インフラの視点から事業継続の</p>				

	<p>確保のための対策をより積極的に強化することが求められる。水道用水供給事業と受水団体との関係においては、システムの一部共有やデータの連携等を行っている場合、両者の情報セキュリティ対策を尊重し、対応を協議することが求められる。</p> <p>浄水場の維持管理等の業務委託、情報システムの構築及びメンテナンスの委託等の外部委託においては、受託者に水道事業者等（あるいは地方自治体）の情報セキュリティ対策の遵守を要求する。</p>
講じた措置の内容等	<p>情報システム導入時においては、水戸市で策定している「水戸市情報セキュリティポリシー」と「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」に則った対応をするよう、令和6年度予算編成時から部内周知を行っており、令和6年度末には、新たに、国土交通省より「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第1版）」が示されたため、部内周知を適宜行っている。</p> <p>また、インシデント発生時に備え、デジタルイノベーション課と連携し、個々の情報システムに合わせた「情報セキュリティ実施手順」を定め、情報の重要度に沿った適切な対応ができるようにする。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課
報告書ページ	152	区分別 の番号	指摘事項 意見	16
		下水道使用料の見直しにあたって、基本的な算定の考え方について検討を行っていくべきこと		
		令和4年4月1日現在の水戸市下水道使用料は、以下のとおりとなっている。		
指摘事項等 の内容		種別	基本料金(1カ月につき)	超過料金(1カ月当たり排除汚水量1立方メートルにつき)
			排除汚水量	料金
		一般汚水	8立方メートルまで	1,170.40円
			8立方メートルを超え 10立方メートルまで	57.20円
			10立方メートルを超え 20立方メートルまで	170.50円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	182.60円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	200.20円
			50立方メートルを超え 200立方メートルまで	225.50円
			200立方メートル を超えるもの	258.50円
		公衆浴場 汚水	8立方メートルまで	1,170.40円
			8立方メートル を超えるもの	50.60円
※料金には消費税相当額を含む。				
備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。				
2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により茨城県知事の許可を受けた公衆浴場で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)の適用を受けたものから排除される汚水をいう。				
市の下水道使用料は、長期的な見通しに基づいて目標を設定し、概ね3年に一度、定期的な見直しを行いながら、目標の達成を目指すという方針で改定が行われている。				

目標の設定については、経費回収率を用い、水戸市使用料等審議会に諮問を図り、答申を受けて改定している。

平成 15 年以降の目標設定と使用料の改定の状況は以下のとおりである。

目 標		改 定	
達成年度	経費回収率	改定年度	改定率(%)
平成 27 年度	65%	平成 18 年度	11.7
		平成 21 年度	13.2
平成 31 年度	70%	平成 25 年度	12.7
平成 34 年度	70%	平成 28 年度	10.5

直近の平成 28 年度からの使用料の改定についての平成 27 年に行われた水戸市使用料等審議会への諮問に対して、平成 28 年度の使用料の改定に合わせて、平成 31 年度からの 10.5% の改定を答申しているが、市は改定を行っていない状況である。

#### 【下水道使用料算定の基本的な考え方】

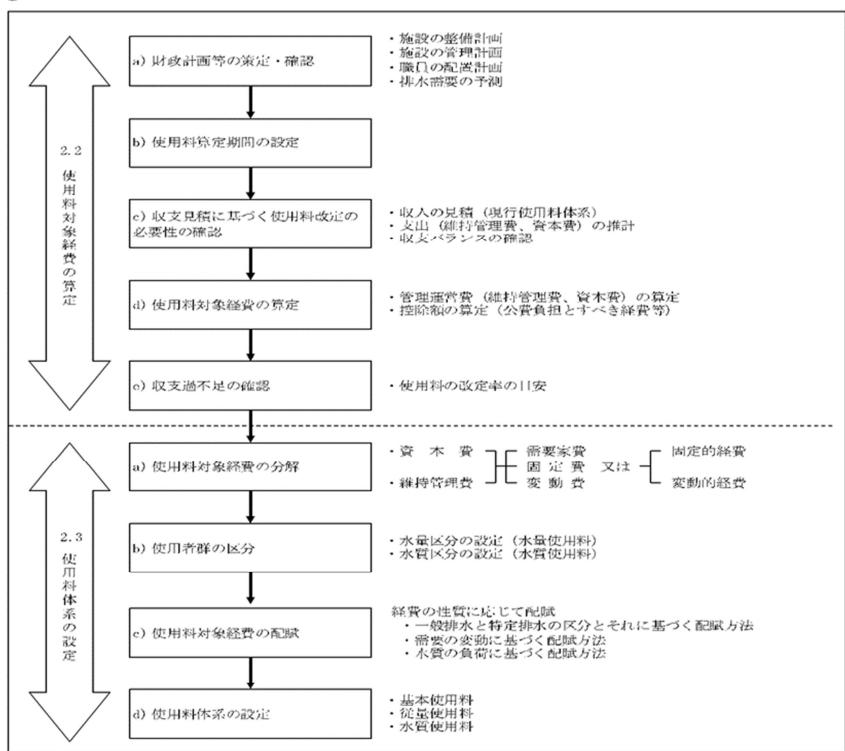
国土交通省においては、法第 20 条第 1 項の規定に基づく使用料の徴収に係る使用料の制定又は改定のための事務の参考として、総務省と協議のうえ「下水道使用料算定の基本的な考え方」（昭和 62.5.18 都下管発第 4 号）を作成し、これに基づく具体的な算定方法として、直近では、平成 29 年 3 月に(公社)日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的な考え方 2016 年版（以下、「基本的な考え方」という）」が発刊されている。

この「基本的な考え方」では、下水道使用料に関し、今後、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる一方で、資産の適切な維持のための財源確保が必要となること等を踏まえ、平成 27 年 2 月の社会資本整備審議会の答申（「新しい時代の下水道政策のあり方について」）において、「予防保全的管理等に要する財源に関し、使用料算定の考え方の見直しを検討すること、併せて、使用料の適正化に資するベンチマークの検討等を通じて適切な使用料に向けた方策を検討すること」とされたことから、使用料対象経費の算定の中に「資産維持費」を位置づけるとともに、地方公営企業法の改正に伴う会計基準の見直しも反映されている。

「基本的な考え方」における使用料算定作業は、（1）使用料対象経費の算定、（2）使用料体系の設定に分けられ、作業手順は以下のようになる。

## 2.1 使用料算定の作業フロー

ここでは、使用料算定の作業フローを示している。いずれの作業も各地方公共団体の実情に応じて、適宜、合理的な範囲で実態に即した検討を行うことが必要である。



### (1) 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定に係る作業は、使用料算定の基本となる原価を適正に算定するために必要不可欠なものであり、各地方公共団体に共通の作業。

#### a) 財政計画等の策定・確認

使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業。下水道事業を実施するにあたって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的な街づくり計画等を勘案し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理。

使用料算定期間ににおける①施設の整備計画、②施設の管理計画、③職員の配置計画及びこれらの計画の前提となる④排水需要の予測がその根拠として必要。

#### b) 使用料算定期間の設定

財政計画等の計画期間等を踏まえて、下水道使用料算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定。下水道使用料は、日常に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたってその期間を設定

	<p>することは、予測の確実性を失うこととなる。</p> <p>これらのことから、使用料算定期間は一般的に3年から5年程度に設定することが適当。</p> <p>c) 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認</p> <p>現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積り、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断。なお、適宜に応じて物価水準の変動を考慮することが望ましい。</p> <p>d) 使用料対象経費の算定</p> <p>財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費（維持管理費、資本費）を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業。</p> <p>控除るのは、①公費負担経費、②付帶的事業経費（し尿処理受託事業等）、③関連収入（諸手数料等）、④所要の長期前受金戻入。</p> <p>なお資産維持費を資本費として使用料対象経費に算入する場合には、不斷の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要。</p> <p>※資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実態資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの。</p> <p>e) 収支過不足の確認</p> <p>現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業。改定率の程度によっては、建設計画や事業財源の見直し、段階的な改定等を検討。</p> <p>（2）使用料体系の設定</p> <p>算定した使用料対象経費をその経費の性質等に応じて適正に各使用者群に配賦した結果に基づき、各使用者群の使用料単価を設定する。使用料が使用者の使用の態様に応じた妥当なものであることを確保するためには、各使用者群それぞれが要する経費である個別原価を適正に求め、これに基づく使用料の設定を行うことが原則である。</p> <p>a) 使用料対象経費の分解</p> <p>使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して使用料対象経費を分解する作業。</p>
--	--

	<p>○需要家費：使用水量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する絏費（検針絏費、調停事務絏費等）</p> <p>○固定費：使用水量及び使用者数の多寡に係わりなく施設規模に応じて固定的に必要な絏費（資本費、電力料金の基本料等）</p> <p>○変動費：主として使用水量の多寡に応じて変動する絏費（動力費の大部分、薬品費等）</p> <p>b) 使用者群の区分 排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う作業。3～9程度のグループに区分することが一般的。</p> <p>c) 使用料対象絏費の配賦 ○需要家費：概ね検針回数に応じて各使用者群に均一に配賦。 ○固定費：①一般排水と特定排水の区分に基づき、固定費のうち資本費を各使用者群に調整して配賦。②各使用者群の排水需要の変動に着目して各使用者群に傾斜的に配賦。 ○変動費：全水量に均等に配賦。</p> <p>d) 使用料体系の設定 使用料対象絏費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築。使用料対象絏費の配賦にて理論的に導出された結果を、各地方公共団体の排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形作る作業。</p> <p>今後の使用料改定にあたって、上記の基本的な考え方を踏まえて検討していく必要がある。</p>
講じた措置の内容等	<p>令和6年度において、使用料の改定の必要性について再検証を行い、検証結果について水戸市水道事業及び下水道事業審議会に諮問し、令和7年度に改めて下水道使用料改定について検討を行うこととした。</p> <p>令和7年度においては、改めて使用料改定の必要性について検証を行っていく。使用料改定の必要性が認められた場合は、ご指摘に挙げられた「下水道使用料算定の基本的な考え方」を踏まえつつ、水戸市の実情を考慮して、具体的な検討を行うものとする。</p>

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所	
報告書ページ	190	区分別 の番号	指摘事項 意見	25	
指摘事項等 の内容		<p>金谷地区処理施設の利活用を検討すべきこと</p> <p>金谷地区農業集落排水は加倉井地区農業集落排水と接続したため、金谷地区処理施設は稼働停止している。</p> <p>水戸市農業集落排水事業経営戦略では、平成30年度に施設の撤去を行うとしたが、既存施設の利用の可能性があったため撤去しなかった。</p> <p>しかし当該利用策は実現せず、その後、撤去費用負担（約1千万円）も考慮し今後の利用計画が固まるまで現状維持の方針となっている。現在は、農村公園としての整備を地元と協議中となっており、令和2年度包括外部監査報告書で言及した状況と変わっていない。</p> <p>処理場の稼働停止後5年経過するため、引き続き地元住民との積極的・丁寧な対話をを行い、課題を先送りすることなく処理場跡地の利活用を検討すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等		<p>処理場跡地の利活用方法について、多角的な検討を行うため、引き続き関係部署などの意見を伺っているところである。</p> <p>また、跡地利活用の支障となる既存処理施設については、改めて撤去工事に係る費用の見積りを取得し、その財源の確保方法についての検討を行うなど、処分の準備を進めている。</p> <p>今後も引き続き、関係部署などとの調整を行うとともに、既存処理施設の処分実施について検討を行う。</p>			